

平成5年9月24日

厚生大臣 大内 啓伍 殿

中央社会保険医療協議会  
会長 館 龍一郎

### 建議書

当協議会においては、平成5年2月に特定治療材料等専門部会を設置し、以降特定治療材料等の診療報酬上の評価に関して審議を行ってきた。

審議に当たっては、内外の関係団体（日本医療機器関係団体協議会、米国商務省、在日米国商工会議所、米国医療機器工業会及び欧州ビジネス協議会）から意見聴取を行い、それらの意見も踏まえ検討を進めて来たところであるが、今般、結論を得るに至ったので、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり建議する。

### 記

- 第1 現行制度の問題点（省略）
- 第2 基本的考え方（省略）
- 第3 評価の対象とする治療材料の範囲（省略）
- 第4 保健医療材料の評価の原則（省略）
- 第5 流通実績のある保健医療材料の初回の価格評価方式（省略）
- 第6 新規に承認された保険医療材料の価格評価方式（省略）
- 第7 保険医療材料の価格評価の改定方式（省略）
- 第8 特定療養費制度の活用（省略）
- 第9 不祥事への対応（省略）
- 第10 その他
  - (1)～(5)（省略）
  - (6) 流通改善に関する事項

保険医療材料を含め医家向け医療用具の流通については、その適正化方策について医家向け医療用具流通近代化協議会において検討が進められているところであり、その検討結果を踏まえ、できるだけ早い時期に、公正競争規約が設定され、流通改善を積極的に進めることが望まれる。

